

共同支援センターと
日本共産党国会議員が
能登地震の農業被害調査

共同支援センターと日本共産党の国会議員、地方議員はこの間、能登半島地震による農業・漁業・酪農などの現地調査、関係者からの聞き取り調査に入り、具体的な相談が寄せられました。農林水産省・中小企業庁などからの説明・回答を紹介します。

Q1

納屋が全壊。復旧の支援は…

A 農水省の「農地利用効率化等支援交付金」(被災農業者支援タイプ)、または、中小企業庁の「なりわい再建支援事業」(中小企業特定施設等災害復旧費補助金)は、納屋など「施設」の復旧も対象。負担割合は国1/2、県1/4、個人1/4。

■「なりわい再建」補助では、木造の場合で、事務所24年、店舗22年など「処分期間」が定められ、その年数を事業継続できなければ「原則、補助金相当分を返納いただく」など、現実に合わない厳しい要件について、共産党の要求で、柔軟な対応があり得ることが明らかに。



Q2

復旧する納屋の一部分に、唐川菜(からこな)の粒マスタードの加工場をつくりたいのですが…。

A 「なりわい再建」補助は、従前の施設の「現状回復」原則があるが、現状回復に要する経費の範囲内で、新分野事業に係る施設・設備の整備に要する経費を補助対象とすることが可能。この相談事例の場合、納屋の復旧に含め、粒マスタード加工場の整備も補助対象になり得る。

Q3

軽トラックが納屋の全壊に巻き込まれて損傷した。買い物など農業以外に使うなら補助できないと役場で言われたが…

A 軽トラックの耐用年数は4年なので「4年間は農業用に使う」と宣言をすれば補助は可能。その間の使用実績は自己申告。農作業の合間や帰りにお店に寄って買い物することなどは許容範囲。

4年を過ぎたら補助関係が切れるので自由に使える。



■車両も「なりわい再建」の補助対象だが、「業務外利用の可能性があるものは補助対象にならない」との要件について、共産党は、生活にまったく使わない軽トラなどありえない、柔軟に使えるよう努め、上記回答のように柔軟な運用に変わりつつある。

Q4

裏の山で林業をしているが、作業道が地震で損傷した。復旧支援はあるか…

A 農水省の「森林作業道の復旧に活用可能な事業」として、「森林環境保全直接支援事業」がある。「暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により被害を受け、通行不可能となった森林作業道の復旧に対して支援」、要件は事業規模が1ヵ所の事業費おおむね20万円以上、補助率3/10。



Q5

定置網が被害を受けた。漁具(網やブイ等)には支援がある。長さ180mの定置網を自分で作るが、船小屋が全壊して作業する場がない。船小屋の復旧支援は…。

A

船小屋の復旧も、「なりわい再建支援」の「施設・設備」として補助は可能。個人所有の施設も可能である。※定置網など漁具は、共同利用漁船等復旧支援対策事業の対象(負担割合は国1/3、県1/3以上、残りは自己負担だが、漁協が買って漁業者に貸し出す等)。

■船小屋は、共同利用にすれば「水産業共同利用施設緊急復旧整備事業」の対象。個人の施設は対象外。負担割合は、荷さばき施設等:国が1/2、加工施設等:国が4/10、県と市町村の負担、漁協等100%-(国と県等の負担)。

Q6

牧草地の被害について、補助できるのは地割れだけで、隆起・陥没・地下水の噴出はできない、と役場に言われたが…

A

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の法律で「耕作の継続を不可能又は著しく困難とするもの」との記載は、農地全体を指すのではなく、耕土の流出、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂によって、その部分の耕作が難しくなれば、その部分の補修に対する支援が可能。その判断は市が行なうので、市と話し合ってほしい。



Q7

酪農の牛舎が全壊・大規模半壊したが、同じものを再建しないと補助できない、と役場に言われたが…

A

全壊した木造牛舎を現在の規格で再建すれば軽量鉄骨造になると県が認めれば、「農地利用効率化等支援交付金」(被災農業者支援タイプ)により、再建費用の9割を国・県・市町が補助することができる。

あるいは再建した牛舎の価格から機能強化部分を差し引いて(案分し、その部分を自己負担にして)、残額の9割を補助することもできる。市町と話し合ってほしい。

